第３８号議案

損害賠償の額の決定について

下記の事件に関し損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成２９年２月２３日提出

豊川市長　山　脇　　実

記

１　事件の概要

平成２７年９月９日豊川市民病院において副鼻腔炎の手術を行ったところ、当該手術の合併症により相手方に複視の障害が生じたもの

２　損害賠償の額

８，２００，０００円

３　損害賠償の相手方

豊川市在住の７０代男性